

ごあいさつ

人口減少・少子高齢化の進行、家族形態や就労環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境は日々大きく変化しています。これらの変化に的確に対応し、将来にわたって安心して安全に暮らせる社会を築くためには、誰もが人権を尊重され、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を形成することが極めて重要です。



錦江町では、平成 27 年に「錦江町男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づく施策を展開してまいりました。また、令和 6 年度に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」では、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消が見られる一方で、家庭生活や職場などの場において、性別による立場の不平等感は依然として根強く残っている結果となりました。

こうした社会情勢や調査結果等を踏まえ、国や県の男女共同参画基本計画を勘案し、この度「第 2 次錦江町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画に基づき、町民、事業者、関係団体と連携して「誰もが互いを認め合い、幸福を実感できるまち」の実現に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定にあたり、意識調査等を通じて多くの貴重なご意見をいただきました町民のみなさまをはじめ、錦江町男女共同参画懇話会委員の皆様や関係団体の皆様に対して心より感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

錦江町長 新田 敏郎

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 計画策定の背景

- 1 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 鹿児島県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 錦江町の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的及び基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7、8
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 基本目標1 男女共同参画を進める意識の向上・・・・・・・・ 8、9
 - (2) 基本目標2 男女の人権を尊重する社会づくり・・・・・・・・ 10
 - (3) 基本目標3 女性の参画拡大とワークライフバランスの推進・・・・ 11
 - (4) 基本目標4 男女共同参画社会を目指した推進体制づくり・・・・ 12

【参考資料】男女共同参画に関する町民意識調査結果・・・・・・・・ 13～29

資料編

- 1 錦江町男女共同参画懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 錦江町男女共同参画推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・ 31～32
- 3 錦江町男女共同参画懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月23日法律第78号）によると、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法）と定義されています。この条文の中の「参画」とは単なる「参加」ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを表しています。

すなわち、家庭・地域・学校・職場など社会のあらゆる場面で、男性であることや女性であることに関わらず、自らの意思に基づく生き方が実現でき、男女が対等なパートナーとして共に支え合い、個性と能力を十分に発揮できる社会が男女共同参画社会です。

国内において、少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化等、社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっており、その促進に関する施策の推進を図ることが求められています。

また、市町村においては、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」（同第14条）と規定され、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況など踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて取組んでいくことが求められています。

錦江町では、これらを踏まえ、よりよい地域社会の実現のために、「第2次錦江町男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 本計画を「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」とし、本町における男女共同参画社会の形成を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- 本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」とし、本町における女性の職業生活における活躍を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- 本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」とし、被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指すための方向性を示します。
- 国の「男女共同参画基本計画」や、鹿児島県の「鹿児島県男女共同参画基本計画」の方針を踏まえ、「錦江町総合振興計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示します。

3 計画期間

この計画の期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とします。ただし、社会情勢等の変化や進捗状況に対応し、必要に応じて見直しを行いさらなる推進を図ります。

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)
国								...			
鹿児島県						...					
錦江町											
前期計画											

4 計画の推進体制

本計画に関する施策は広範囲にわたるため、全庁的な体制で取り組むとともに、職員一人ひとりが男女共同参画についての理解を深め共通認識を持ち、計画の進捗管理について、他の部署と連携しながら効果的な施策の推進に努めます。

また、学識経験者や地域住民の代表をメンバーとする「錦江町男女共同参画懇話会」を開催し、計画の実施状況の見直し・点検を行うことで外部の意見を反映させていきます。

本計画は、町が直接取り組む施策だけではなく、住民をはじめ各種団体、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。そのため、本計画の周知を図り、各種団体等と連携・協働のもと取り組んでいきます。



第2章 計画策定の背景

1 国の動向

政府は、これまで男女共同参画社会への取組を進め、昭和 50（1975）年に総理府に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」を策定しました。昭和 60（1985）年には「男女雇用機会均等法」を制定、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。平成 11（1999）年、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年の平成 12（2000）年には、初めての法定計画である「男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、平成 13（2001）年の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定など、男女共同参画推進に向けた法整備も進めました。平成 17（2005）年には「男女共同参画基本計画（第 2 次）」、平成 22（2010）年には「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、平成 19（2007）年には、関係閣僚、経済界・労働界の代表等による仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。平成 27（2015）年に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行及び令和元（2019）年の同法の改正に基づき、地方自治体における推進計画や特定事業主行動計画の策定、一定規模以上の事業主における一般事業主行動計画の策定の義務づけなどの施策により、職業生活における女性活躍の推進が重点的に進められています。平成 28（2016）年に策定された「第 4 次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍が柱に据えられました。

平成 30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」と「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」という。）」を制定。令和元（2019）年にはセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント防止対策を強化するため、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」、「労働施策の総合的な推進並びに従業員の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を改正し、女性の参画拡大に向けての基盤整備が進められています。

令和 2（2020）年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野における女性の参画拡大が柱に据えられ、すべての人が幸福を感じられる社会の実現につながるよう、さらなる取組を進めることとしています。

2 鹿児島県の動向

鹿児島県においても、世界及び国における取組に呼応して、男女共同参画の実現を目指す様々な取組が展開されてきました。

昭和 54（1979）年に、婦人問題に関する担当窓口として「青年婦人課」が設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。昭和 56（1981）年には「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和 60（1985）年に策定された「鹿児島県総合基本計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。平成 2（1990）年には「鹿児島県総合基本計画」に「男女の共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人対策室」が設置されました。翌年には「婦人対策室」が「女性対策室」と改称され、「鹿児島女性プラン 21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン 21 推進会議」が設置されました。

平成 11（1999）年には、国の「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成 13（2001）年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 15（2003）年には「青少年男女共同参画課・男女共同参画係」が設置されました。同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとしては、平成 17（2005）年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成され、翌年には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。平成 20（2008）年には、これまでの「かごしまハーモニープラン」に基づく取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画として、鹿児島県男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項の規程に基づき「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、令和 5 年（2023）年 3 月には、「第 4 次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定されました。

3 錦江町の動向

本町は、旧大根占町と旧田代町が合併し、平成 17（2005）年 3 月に誕生しました。

男女共同参画の推進については、平成 18 年 3 月に策定した「錦江町総合振興計画」における基本計画の中で、男女共同参画社会の実現を施策の方針として掲げています。この間、国・県の男女平等参画週間にあわせ、啓発活動に取り組んできましたが十分な取り組みとはいえず、男女共同参画における計画書を策定し、実行ある施策を展開することが喫緊の課題でありました。

このような状況の中、平成 26 年 2 月に男女共同参画社会の形成実現に向けて、広範囲な各分野からの意見を反映させ総合的な政策を推進するため、協議会が設置されました。この協議会には、町内有識者、関係機関・団体代表、町内企業・事業所代表、学識経験者などによる「錦江町男女共同参画懇話会」と、庁内全課長で構成する「錦江町男女共同参画推進会議」、推進会議の各委員が推薦する所属職員で構成する「錦江町男女共同参画幹事会」の 3 つがあり、それぞれが連携を図りながら基本計画のあり方について検討を開始しました。

また、同年 4 月には「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

この調査は、社会のあらゆる分野で男女がともに参画できるまちづくりを実現するため、家庭、地域社会、職場などの様々な場面における意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき施策の基礎資料とすることを目的に実施されたものです。

上記の 3 つの会議にて、様々な男女共同参画社会実現に向けての意見を集約し、平成 27 年 1 月に「錦江町男女共同参画基本計画」を策定したところであります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的及び基本理念

社会経済情勢等が急速に変化する中で、すべての人が性別に関係なく、互いを尊重し支えあう多様性に富んだ持続可能な社会の実現が求められています。そのためには、全住民が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し、責任を分かち合うことが必要です。

少子高齢化、人口減少社会にある現代、持続的な社会の成長を実現していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠といわれています。地方創生にあたっては、女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進していくことが重要であり、そうした社会の形成や環境の整備のためには、大きな阻害要因である固定的性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消をはじめ、男性片働き世帯が多かった時代から残る男性中心の社会制度や、長時間労働等を当然とする働き方などの見直しを進めていかなければいけません。

さらに、子育てや介護環境等を支える社会基盤も充実させる必要があり、国、県及び市町村の連携とともに、企業、県民及び各種団体の組織的な対応が不可欠です。つまり、社会に生きるすべての人が、それぞれの立場や状況を思いやり、認め合い、それぞれが「幸福（well ウェル－Being ビーイング）（※1）」を実感できる社会づくりのための仕組みを作っていく必要があります。

令和6年12月に町民を対象に実施した「男女共同参画に関する町内意識調査結果」（以下、意識調査）問6－4において、現在の錦江町での生活は幸せだと感じますかという問いに対して、90%の人が「とても幸せだと感じる（15%）」、「まあまあ幸せだと感じる（75%）」と回答されています。SDGs エスディーズ（※2）の目標には、「誰一人取り残さない」世界の実現という言葉があるように、町に住むすべての人が幸福を実感できるよう、「第2次錦江町男女共同参画基本計画」では、これまでの取り組みを踏まえ、国・県の動向や社会の情勢の変化に対応した内容とし、次に掲げる基本理念を原点到、具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進していきます。

※1 well ウェル－Being ビーイング ウェルビーイング ある人にとって本質的に価値のある状態、肉体的・精神的・社会的に善い状態、それが持続している状態を指します。

※2 SDGs エスディーズ エスディーゾーズ Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015年9月に開催された国連総会において全加盟国の一致により決定した国際目標。「環境」「社会」「経済」に関する17の目標と169のターゲットで構成される。

基本理念

「誰もが互いを認め合い、幸福を実感できるまち」

2 基本目標

本計画では、次の4つの基本方針を基に、男女共同参画に関する施策を推進します。

基本目標1 男女共同参画を進める意識の向上

基本目標2 男女の人権を尊重する社会づくり

基本目標3 女性の参画拡大とワークライフバランスの推進

基本目標4 男女共同参画社会を目指した推進体制づくり

3 施策の展開

基本目標1 男女共同参画を進める意識の向上

町民一人ひとりが性別にとらわれることなく、互いの個性を尊重し、認め合い、男女平等の意識をもつことは大切です。「男なら」、「女なら」こうあるべきという固定的な性別役割分担意識は男性、女性それぞれの生き方を狭め、自分らしく生きることの困難な社会をつくり出すことにもつながりかねません。意識調査問2の結果にみられるように、性別に基づく偏った認識は、町民の意

識の中に依然として存在します。男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりの男女共同参画についての理解と意識の向上を図ることが必要です。そのため、町民に対しての男女共同参画についての広報、啓発に取り組みます。

番号	施策の方向	具体的な取組	担当課
1	わかりやすい広報・啓発の実施	広報きんこうや町ホームページ等を用いた正確でわかりやすい広報・意識啓発	総務課 政策企画課
2	多様な機会を活用した啓発活動の充実強化	「男女共同参画週間（毎年6月23日～29日までの1週間）」 「人権週間（毎年12月4日～10日までの1週間）」 「男女雇用機会均等月間（毎年6月）」「二十歳の集い」等の機会を活用した啓発活動	総務課 住民税務課 教育課
3	法律・制度の周知	「男女共同参画基本法」、「男女雇用機会均等法」等関係法令のわかりやすい周知	総務課
4	各種団体との連携による啓発の推進	国・県・企業・各種団体との連携・協働による啓発	総務課
5	女性の参画状況の把握	女性の参画状況についての調査及びその情報提供	総務課
6	研修・講座の実施	県の主催する研修への参加や専門家を活用した講座の実施	総務課

また、人の意識や考え方は幼少期から徐々に育まれるものであり、学校教育や家庭教育を通じた学びが重要です。意識調査問2(3)学校教育の場においての結果によると、学校教育の場を男女平等だと感じている町民の割合は他の分野と比較して最も高く、子供世代には男女平等が浸透していると考えられます。次の世代を担う子供世代に向けた男女平等、男女共同参画の教育を引き続き行くとともに、教育する立場である教職員が男女共同参画に対する理解を深める研修等に取り組みます。

番号	施策の方向	具体的な取組	担当課
7	学校における男女平等の理念を推進する教育の実践	「人権尊重」「男女平等」「男女の協力の重要性」「家庭生活の大切さ」等についての指導の充実	教育課
8	教育関係者の研修の充実	学習指導要領に基づく男女の協力と家庭生活を充実させることの重要性の認識の教育	
		男女共同参画の正確な理解と浸透を図るための研修の開催	教育課

基本目標２ 男女の人権を尊重する社会づくり

人権はすべての人が生まれながらにして持つ、人間らしく生きていくために必要な権利であり、誰からも侵害されることがあってはなりません。人権尊重は、私たちの社会生活の基礎をなすものであり、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会をつくる基本的な条件となることから、人権尊重意識の高揚に努めます。

錦江町内においても意識調査の問５－２の結果にみられるように、家庭生活の中でパートナー等からの暴力または心身に影響を及ぼす行為を１回以上でも受けたことのある方が、少数ではありますが存在します。暴力は誰に対しても許されるものではなく、男女共同参画社会を形成していくうえでも克服すべき重要な課題です。関係機関との連携を強化し、暴力の未然防止、早期発見・早期対応に努め、暴力は絶対に許さないという認識が広く社会に徹底されるよう、配偶者暴力防止法やストーカー行為等の規制等に関する法律など、暴力に関する法の周知や啓発を推進し、その根絶に努めます。

番号	施策の方向	具体的な取組	担当課
1	家庭内における暴力の未然防止の推進、早期発見・早期対応	福祉・保健・教育・警察など関係機関からなるネットワークの整備、推進	総務課 介護福祉課 教育課
		自治会長、民生委員、児童委員、人権擁護委員への研修	総務課 介護福祉課 住民税務課
		乳幼児相談・健診、訪問等での相談、予防及び早期発見	健康保険課 介護福祉課
2	被虐待者の迅速かつ適切な保護	関係機関との連携による被虐待者の迅速かつ適切な保護	介護福祉課 住民税務課
3	法令及び相談窓口の周知	配偶者暴力防止法等関係法令及び相談窓口の周知	介護福祉課
4	意識啓発の推進	ジェンダー平等、性犯罪・配偶者や配偶者以外からの暴力の予防と根絶に向けての意識啓発	総務課 介護福祉課
5	女性を犯罪被害から守る対策の推進	防犯体制の充実	総務課
		ストーカーや暴力被害を受けている人に対する適切な相談機関の紹介	介護福祉課
6	相談体制の充実	多様な相談に適切に対応するための関係者の研修の開催	介護福祉課

基本目標３ 女性の参画拡大とワークライフバランスの推進

近年、共働き世帯は増加傾向にあり「夫は仕事・妻は家庭」等の固定的な性別役割分担意識については、徐々に解消されつつありますが（意識調査の問３－２）、依然として子育て・家事・介護等の負担を女性が多く担っています。これらは、社会活動における女性の主体的な参画を困難にしている原因の一つとなっているため、誰もが安心して働くことのできる環境づくりを行います。

男女がともに互いを尊重しつつ、個性と能力を発揮するとともに、企業等が多様な人材を生かし、活力のある社会を築くためには、仕事と家事・育児・介護のバランスをとることが必要です。意識調査問３－５の結果によると、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくためには、職場や周囲の理解を深めることや、家族間のコミュニケーションを図ること、次いで、男性自身が育児や家事に参加することに対する抵抗感をなくすことが必要であるという回答が多くありました。また、男女共同参画社会の実現のため、行政が力を入れるべき項目として、（意識調査の問６及びコメントより）子育て及び介護の環境を充実させることが求められており、社会全体で子育てや介護等を支える環境整備に取り組みます。

番号	施策の方向	具体的な取組	担当課
1	町民の積極的な参画に向けた啓発の推進	町民自らの意識を高めるための啓発	総務課
	町における女性の登用推進	管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用	総務課
2	町における仕事と家庭の両立支援の推進	適性な人員配置による超過勤務の縮減	総務課
		育児休業・介護休暇等の情報提供及び取得促進	総務課
3	仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の表彰	総務課 産業振興課
4	働き方の見直しの推進	男性の育児休業取得の推進	総務課
		時間外労働の縮減や勤務時間の柔軟な対応の推進	総務課
5	ワークライフバランスについての啓発	広報紙等を活用し、ワークライフバランスについての啓発	総務課 産業振興課
6	子育て環境の整備	子育て世帯の多様な働き方に対応可能な保育サービス等の充実	介護福祉課 健康保険課
7	介護支援体制の整備	介護家庭の多様なニーズに対応可能な介護サービスの充実及び介護予防の推進	介護福祉課
8	起業等に関する支援	商工会と連携した国、県等の支援策についての情報提供及び相談による企業活動の支援	産業振興課
9	事業所への情報提供・啓発	事業者へ向けたワークライフバランスについての啓発	総務課 産業振興課

基本目標４ 男女共同参画社会を目指した推進体制づくり

男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するためには、男女の社会生活における様々な施策を展開する役場内の職員の男女共同参画についての認識を深めることが重要です。

役場庁内における意識向上に努め、男女共同参画の推進体制を強化し、関係部局と連携を図ります。また、錦江町男女共同参画懇話会を開催し、施策の進捗状況を把握し、社会情勢にあった事業を展開していきます。

番号	施策の方向	具体的な取組	担当課
1	町職員に対する研修の実施	町職員への男女共同参画に対する研修会の開催	総務課
2	町が設置する審議会等への委員への女性参画促進	審議会等設置時における公募委員の募集 関係団体への協力依頼	各関係課
3	国・県・他市町村との連携	国・県が実施する施策の活用及び他市町村の先進的な取組事例等の情報収集	総務課
4	各種団体との連携	町内の関係機関・団体が一体となり地域の特性を活かした男女共同参画社会の形成	全課

【参考資料】男女共同参画に関する町民意識調査結果

○ 実施時期 令和6年12月

○ 対象者 町内に居住する20歳以上の方 1,000名
(各年代の男女比率1:1で無作為抽出)

○ 回答率

36.1% (361人) 内訳：男性 46.8% 女性 53.2%

○ 回答者の年齢層

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
男性	6人 3.6%	12人 7.1%	24人 14.2%	31人 18.3%	48人 28.4%	48人 28.4%	169人 46.8%
女性	6人 3.1%	14人 7.3%	19人 9.9%	39人 20.3%	62人 32.3%	52人 27.1%	192人 53.2%
合計	12人 3.3%	26人 7.2%	43人 11.9%	70人 19.4%	110人 30.5%	100人 27.7%	361人 100.0%

○ 回答者の配偶者保有率

有	287人 (79.5%)
無	74人 (20.5%)

○ 回答者の共働き率

共働き	178人 (62.0%)
共働きでない	109人 (38.0%)

○ 回答者の家族状況

一人暮らし	41 人 (11.4%)
夫婦のみ	169 人 (46.8%)
夫婦と子供	93 人 (25.8%)
2世代家族（親と）	33 人 (9.1%)
3世代家族	16 人 (4.4%)
その他	9 人 (2.5%)

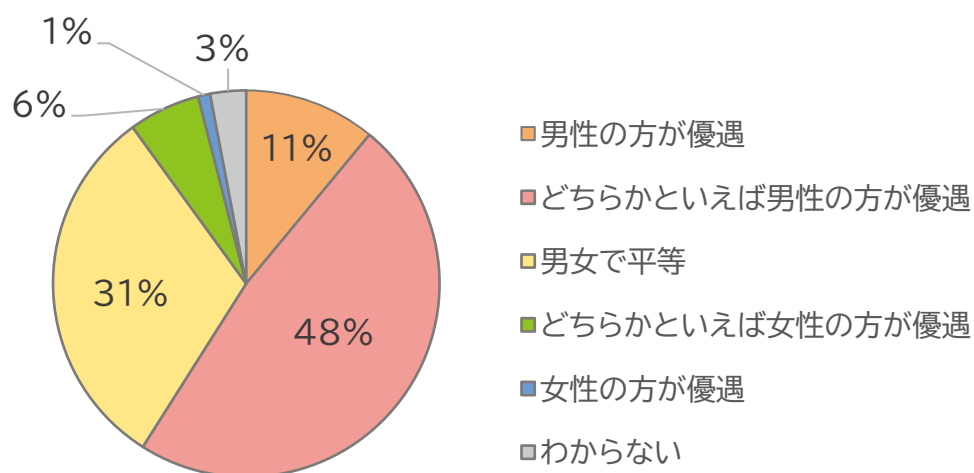
○ 回答者の職業

会社員・公務員	113 件 (31.3%)
パート・アルバイト	65 件 (18.0%)
農林水産業・家庭経営・自由業・自営業	100 件 (27.7%)
専業主婦	25 件 (6.9%)
学生	1 件 (0.3%)
無職	55 件 (15.2%)
その他	2 件 (0.6%)

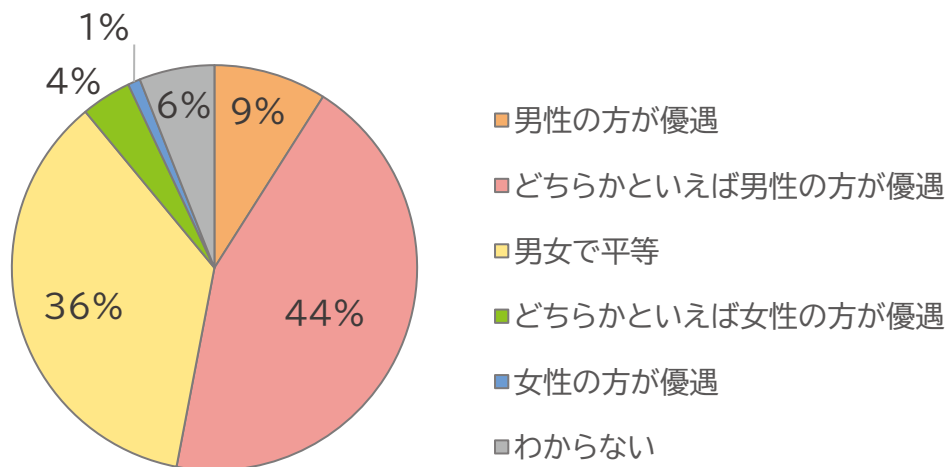
○ 調査結果

問2 あなたは、次の分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。
あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。(回答は1つ)

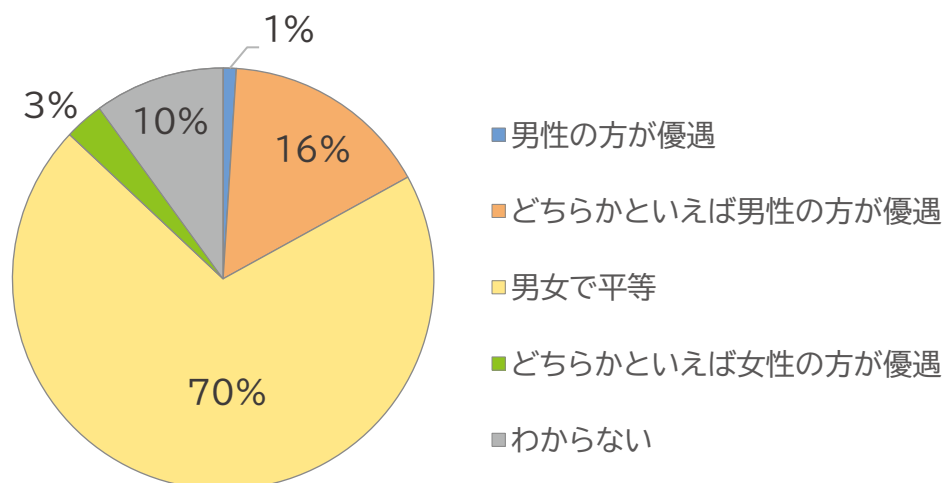
(1) 家庭生活において



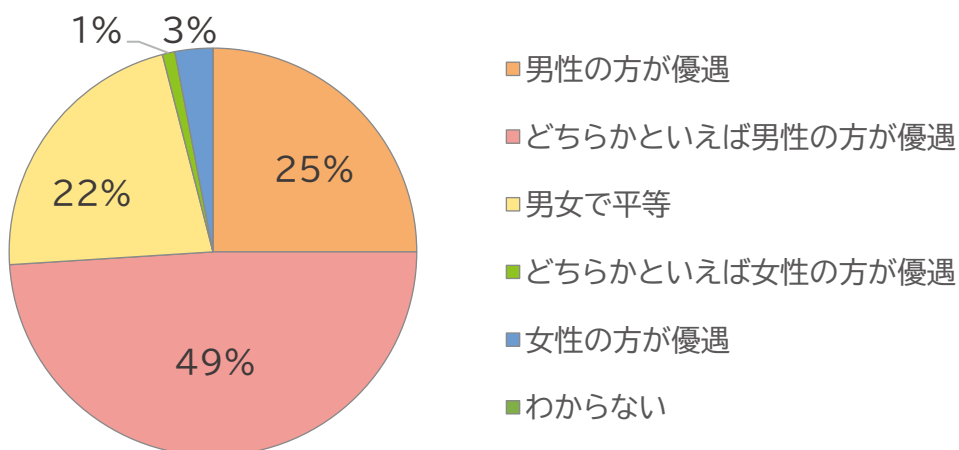
(2) 職場において



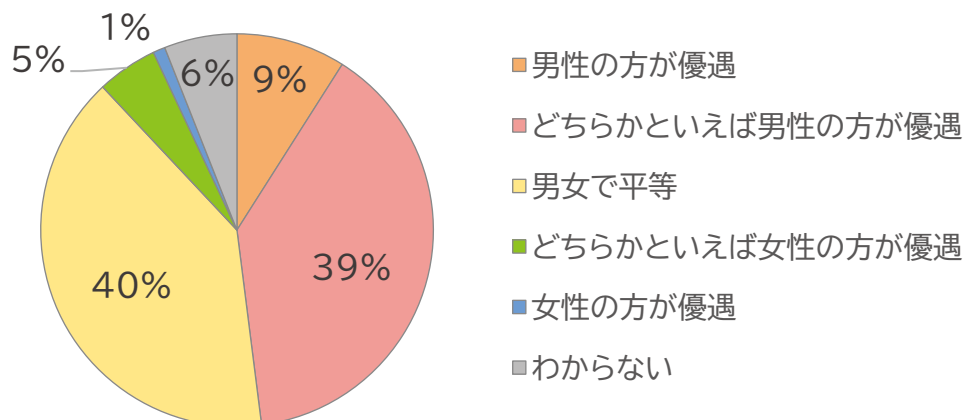
(3) 学校教育の場において



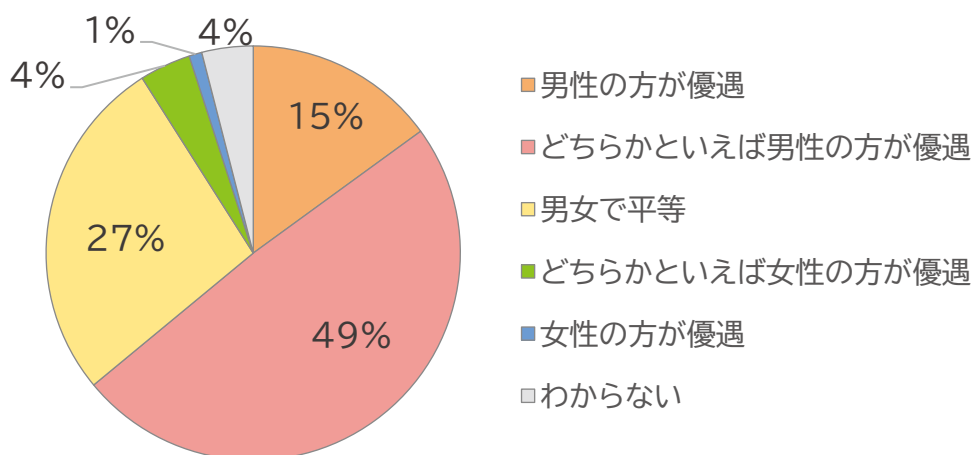
(4) 政治の場において



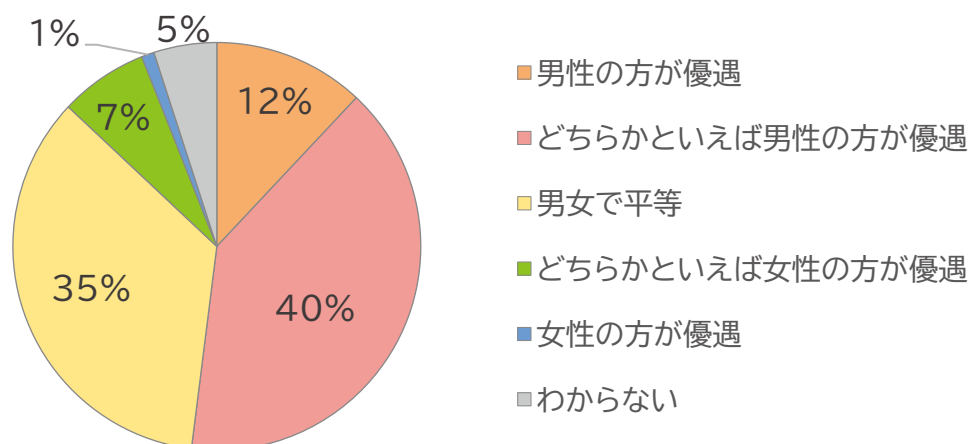
(5) 法律や制度上において



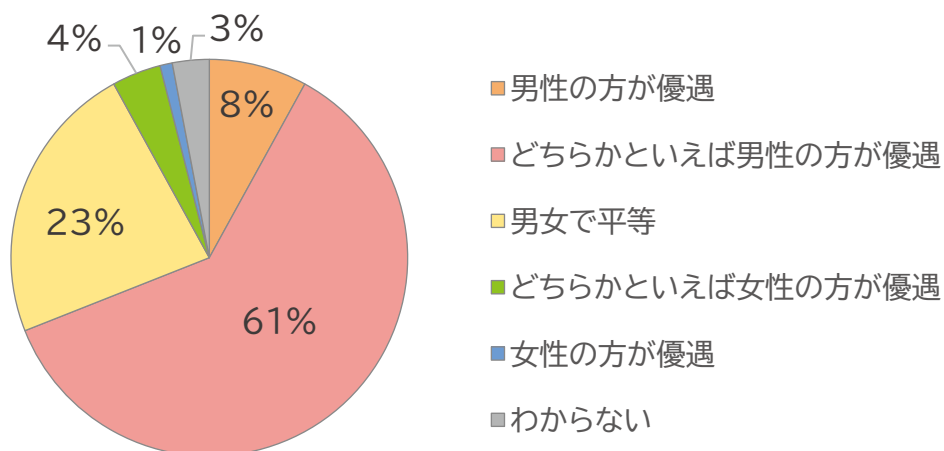
(6) 社会通念・慣習において



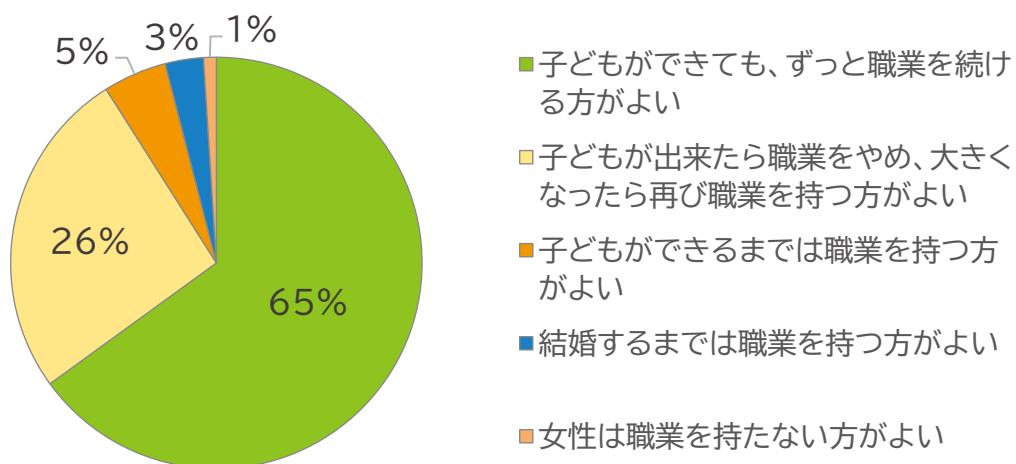
(7) 自治会やPTAなどの地域活動の場において



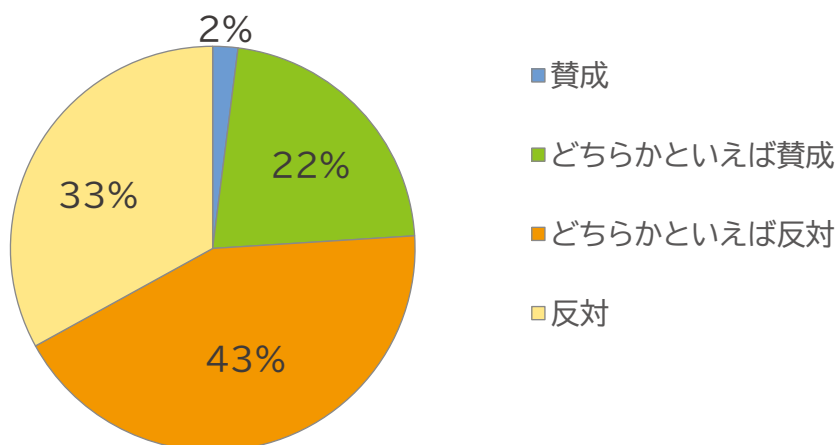
(8) 社会全体として



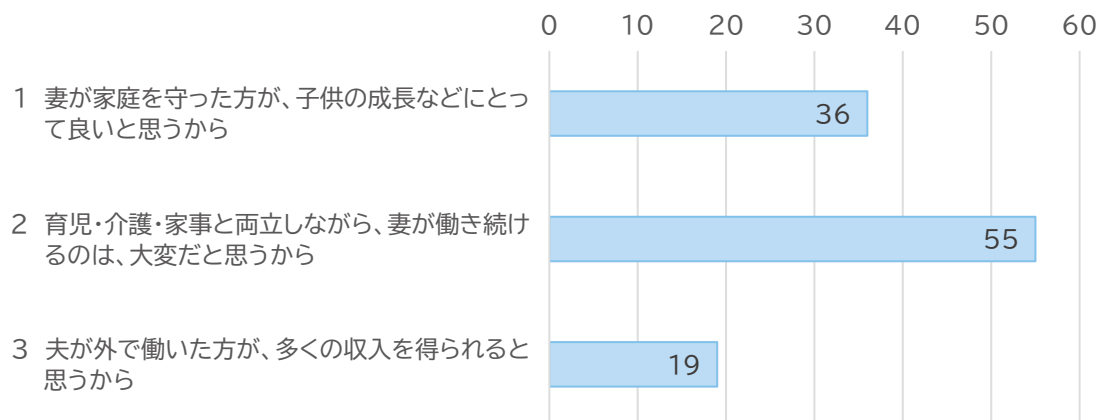
問3-1 一般的に女性が職業を持つことについて、あなたはどうお考えですか。
(回答は1つ)



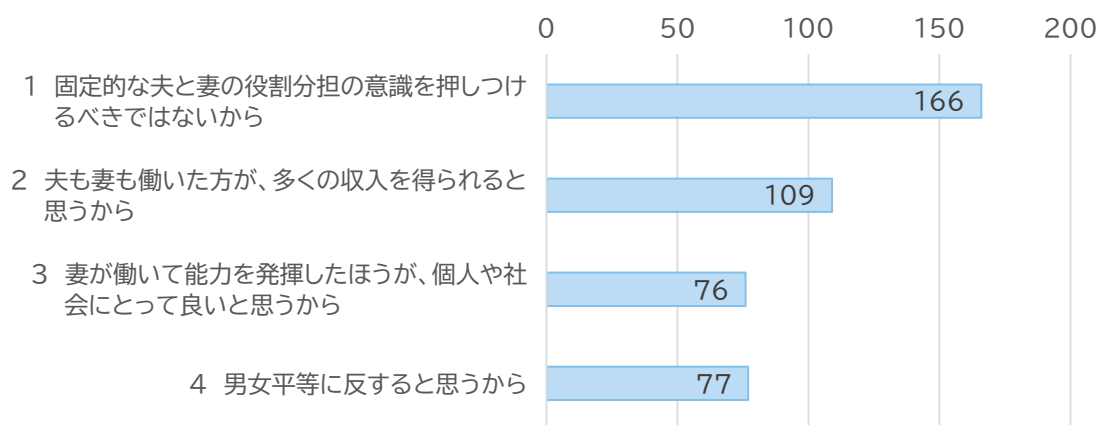
問3-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたはどうお考えですか。(回答は1つ)



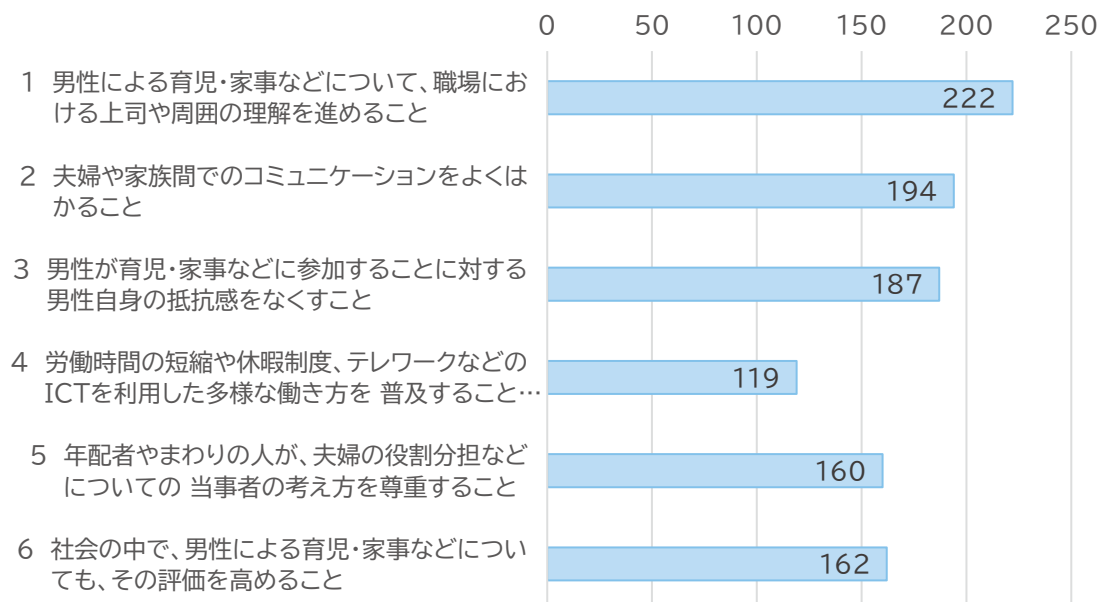
問3－3 （問3－2で「賛成」、「どちらかといえば賛成」と答えた方に）賛成と思うのはなぜですか。（回答はいくつでも）



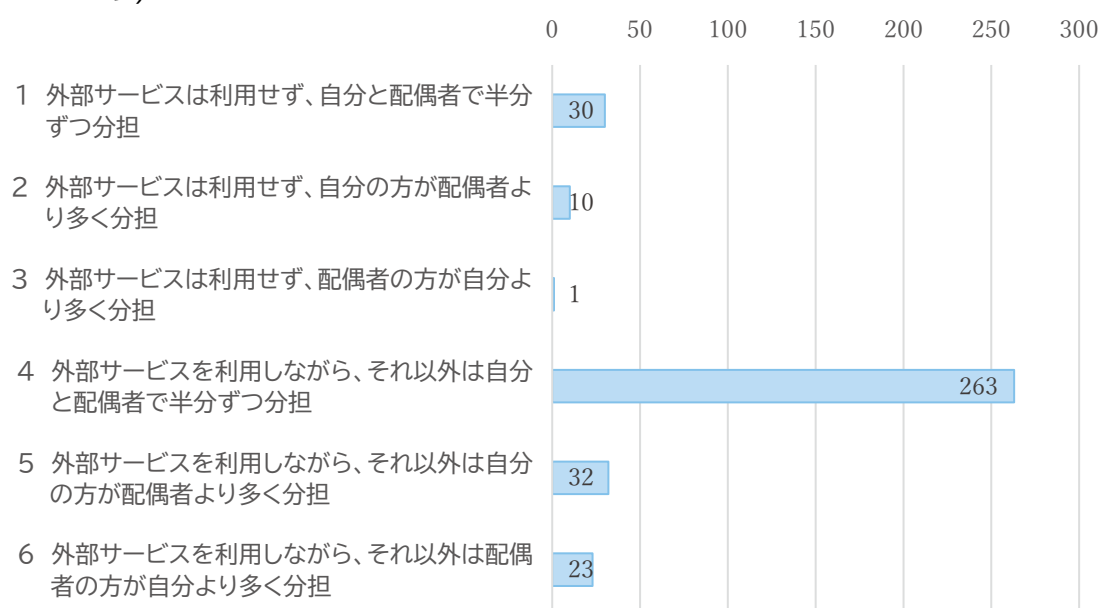
問3－4 （問3－2で「どちらかといえば反対」、「反対」と答えた方に）反対と思うのはなぜですか。（回答はいくつでも）



問3-5 あなたは、今後、男性が育児や介護、家事、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(回答はいくつでも)

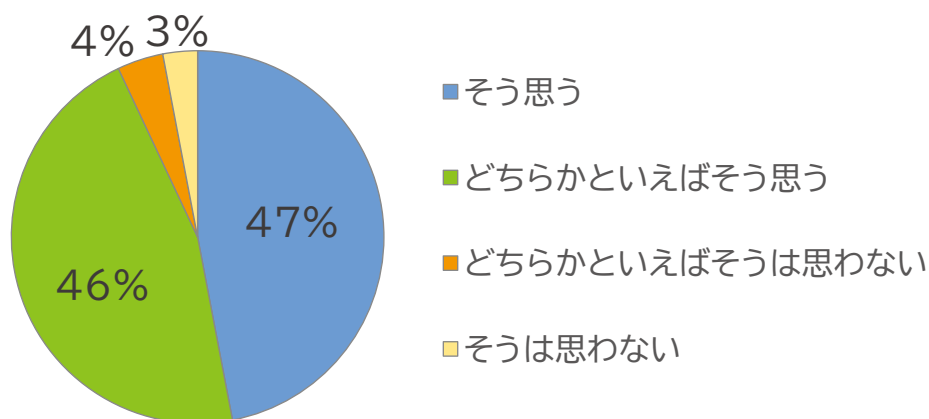


問3-6 あなたは、次の育児、介護などの家庭で担われている役割について、あなたと配偶者でどのように分担したいと思いますか。保育所、訪問介護、家事代行など外部サービスの利用も含め、あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。なお、育児、介護などを行っている、していないに関わらず、お答えください。また、配偶者がいる、いないに関わらず、お答えください。(回答は1つ)

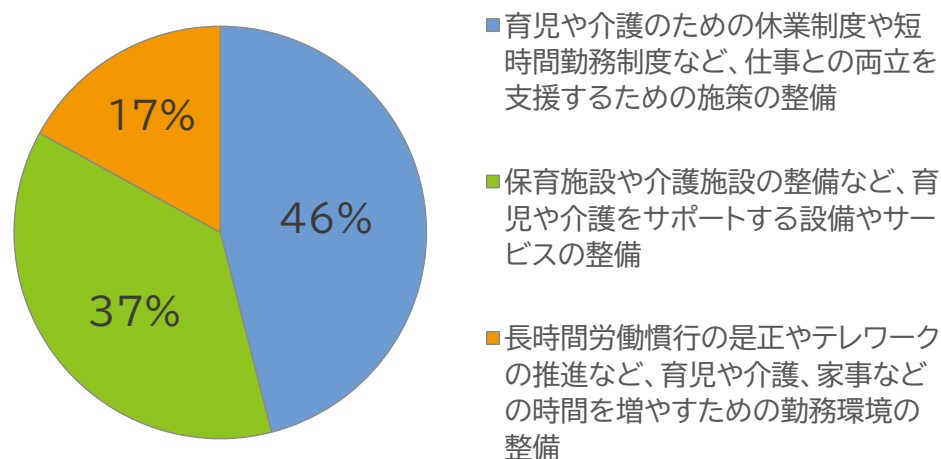


問3-7 下記【資料1】によると、育児や介護、家事などに女性の方がより多くの時間を費やしていることが、職業生活における女性の活躍が進まない要因の一つだという意見がありますが、あなたはこの意見について、どう思いますか。
(回答は1つ)

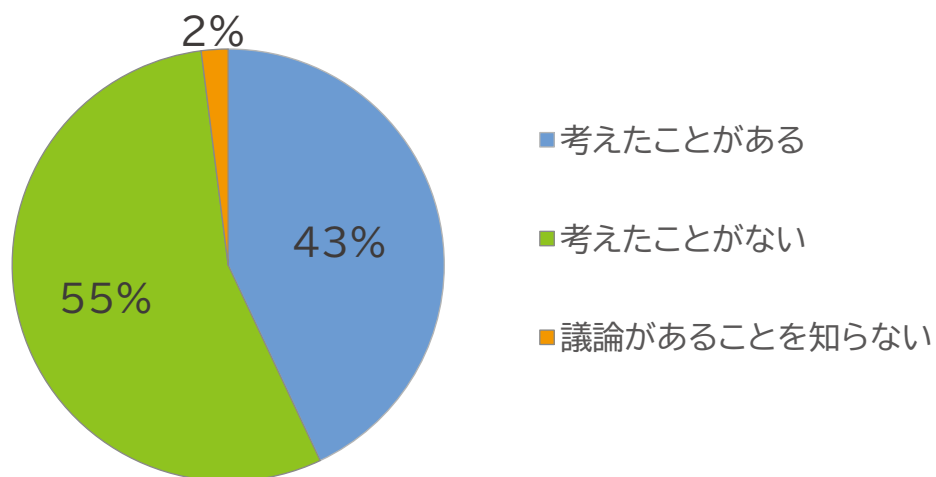
【資料1】 総務省の「令和3年社会生活基本調査」によると、夫婦共働き世帯において、1日の中で、育児や介護、家事などに費やす時間を男女別に比較すると、男性は53分、女性は4時間18分となっています。同様に、仕事に費やす時間を男女別に比較すると、男性は6時間54分、女性は4時間16分となっています。育児や介護、家事などに費やす時間は女性の方が長く、仕事に費やす時間は男性の方が長い現状となっています。



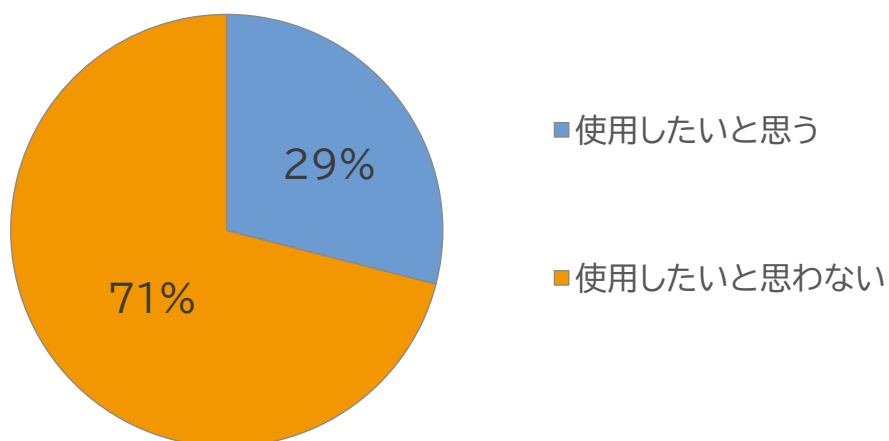
問3-8 問3-7で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と答えた方に伺います。育児や介護、家事などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における女性の活躍を更に推進するためには、特にどのような支援が必要だと思いますか。(回答は1つ)



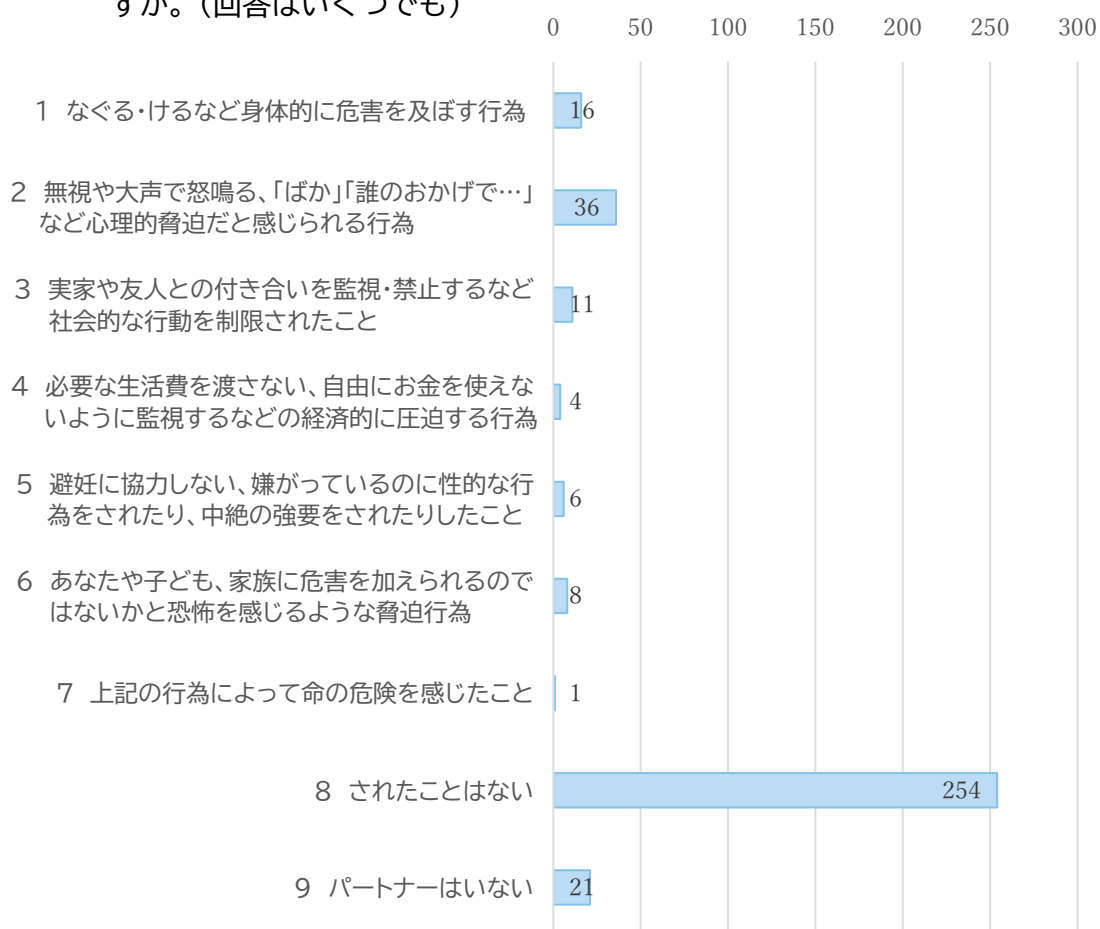
問4－1 夫婦の名字・姓に関する制度の在り方をめぐる議論について、自分または自分の周囲の人に関わる身近なこととして、あなたはこれまでに考えたことがありますか。（回答は1つ）



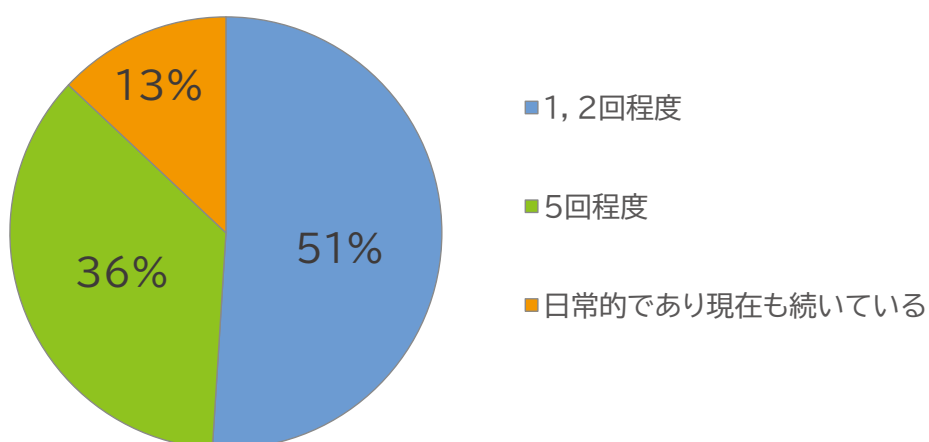
問4－2 あなたは、仮に結婚して戸籍上の名字・姓が変わったとした場合、働くときに旧姓を通称として使用したいと思いますか。あなたが結婚している、していないに関わらずお答えください。（回答は1つ）



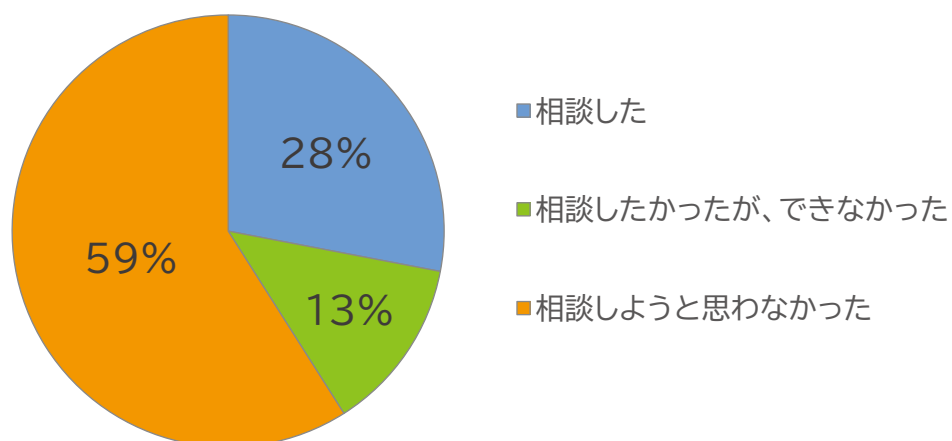
問5－1 あなたは、配偶者やパートナーから次のような行為をされた経験がありますか。（回答はいくつでも）



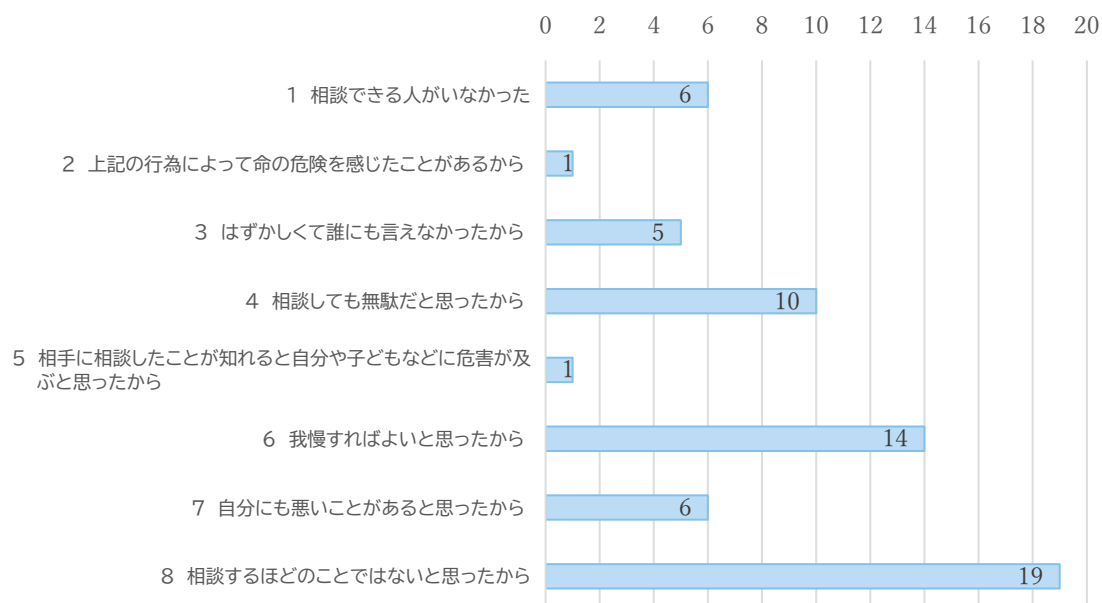
問5－2 問5－1で「されたことはない」以外の回答をされた人にうかがいます。その行為はこれまでにどの程度ありましたか？（回答は一つ）



問5－3 問5－1で「されたことはない」以外の回答をされた人にうかがいます。
その行為をされたときに誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
(回答は一つ)

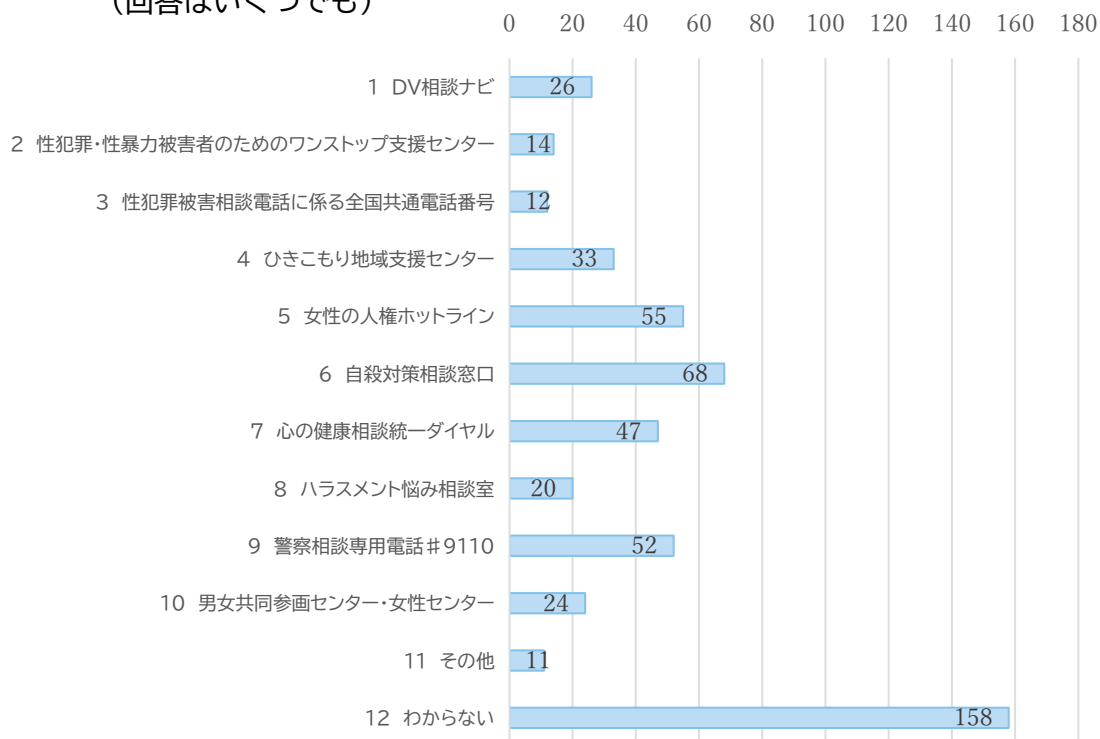


問5－4 問5－3で「相談したかったが、できなかった」「相談しようとは思わなかった」と回答した人におたずねします。その理由は何ですか。(回答はいくつでも)

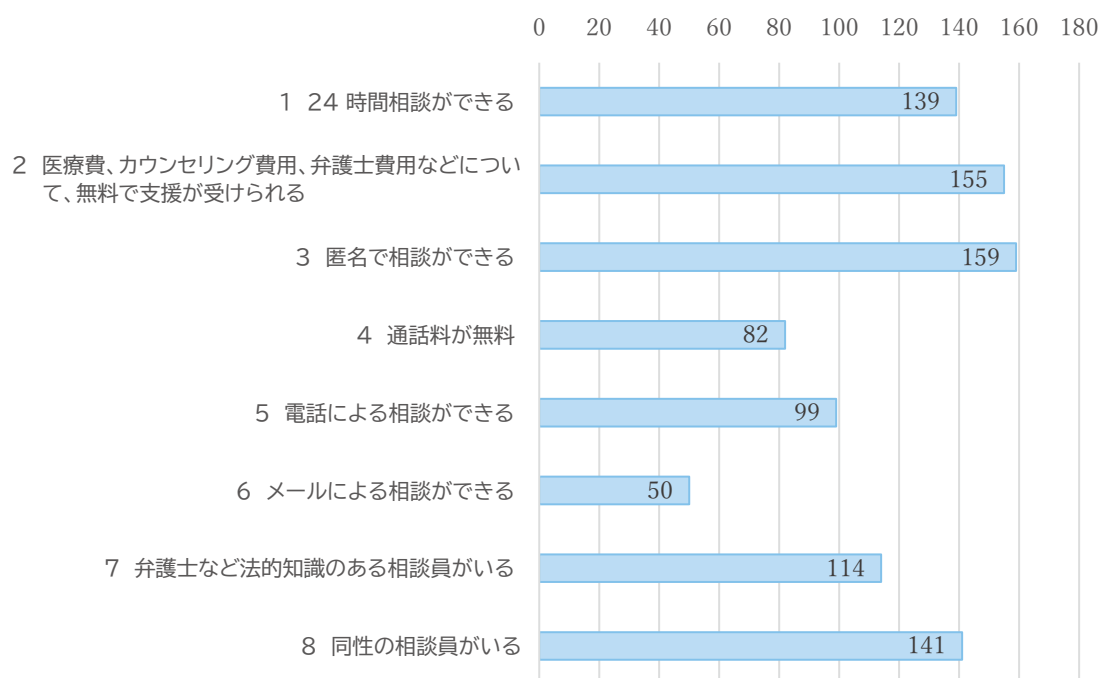


問５－５ 配偶者やパートナーから暴力を受けたときや様々な悩みなどに関する相談窓口などについて、あなたが知っているものをあげてください。

(回答はいくつでも)

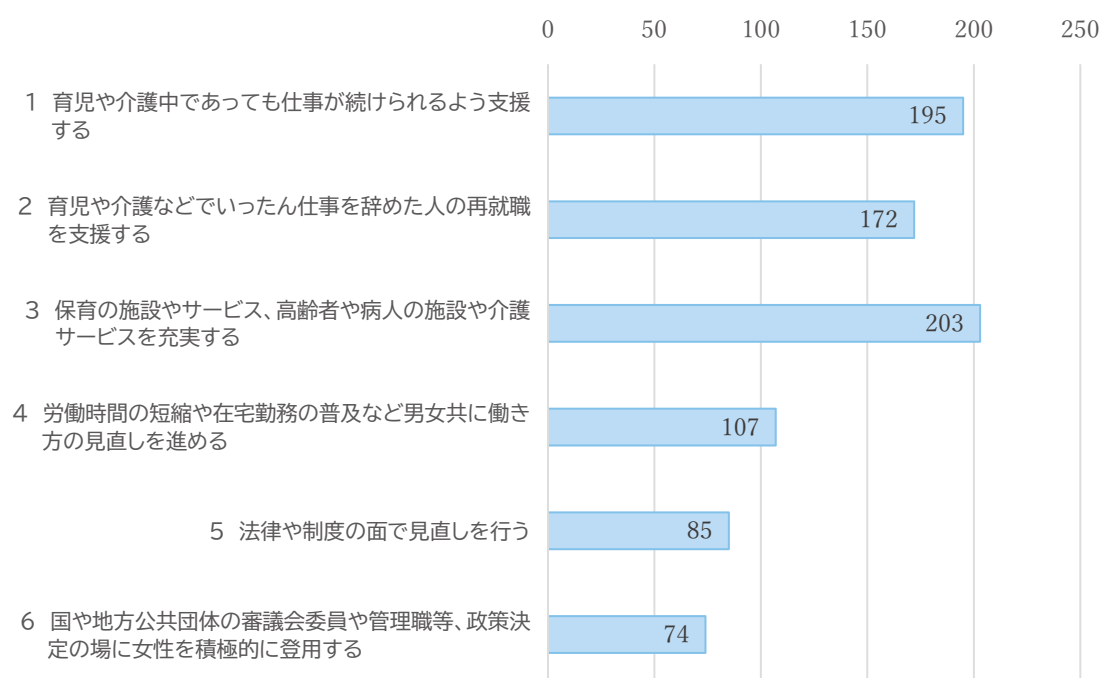


問５－６ あなたは、女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口などで配慮してほしいと思うことは何ですか。(回答はいくつでも)

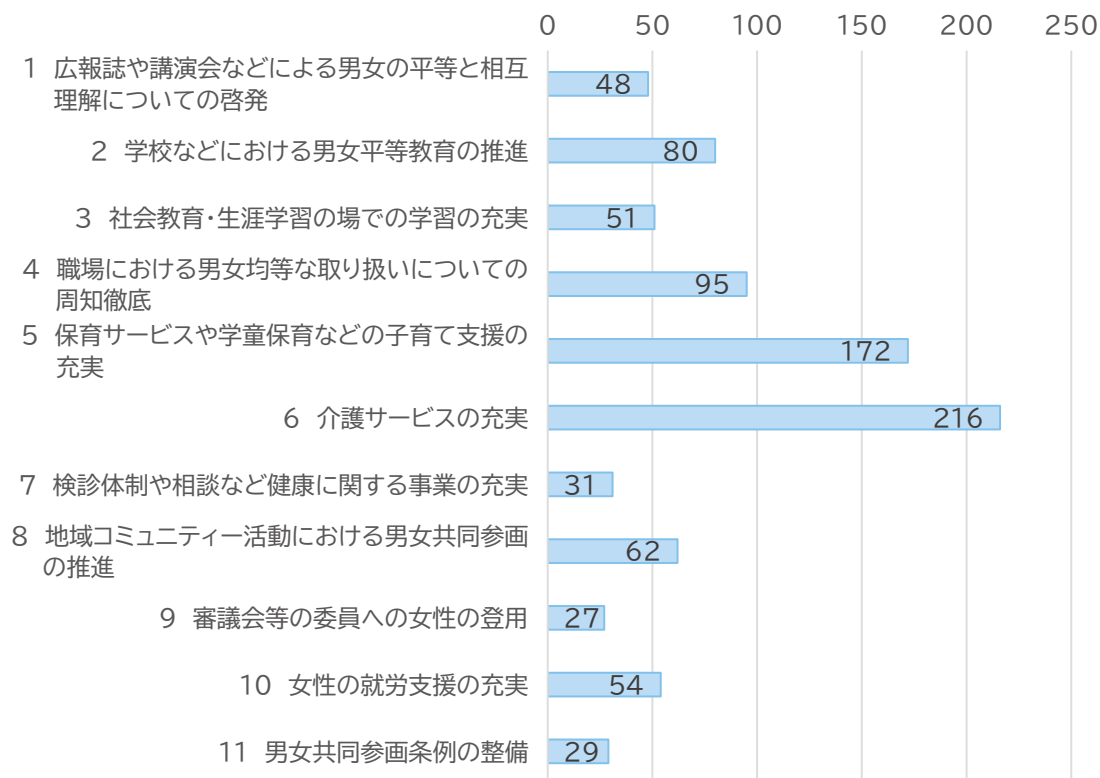


問6―1 あなたは下記の【資料2】の「男女共同参画社会」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。
(回答はいくつでも)

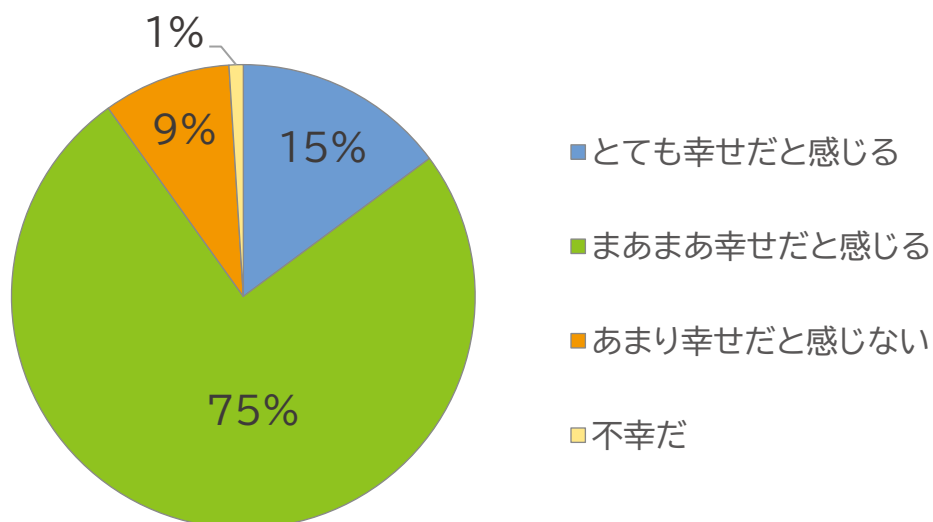
【資料2】「男女共同参画社会」とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。



問6-2 「男女共同参画社会」を実現するために、錦江町の施策に望むことは何ですか。(回答は3つまで)



問6-4 あなたは、現在の錦江町での生活は幸せだと感じますか



問6-3 男女共同参画社会の実現に関して、ご意見がありましたら、自由にご記入ください。

私が男女共同参画について知ってから 30 年以上過ぎたが、あまり変わっていないように感じます。このアンケートが来ること自体、男女不平等のままです。女性進出、男性の家庭内効果がたたかれてしまう。この企画の男性担当者も変わっていないと思います。

Z 世代が 40 代ぐらいにならないと男女共同参画社会を実現することは不可能だと思います。実現するためには何かをしなければいけないと思うが…

子育ては母親の特権なので、夫に分担してほしいとは思わなかったが、髪を切りたいなど(保育園に通わせる前)一時預かりしてくれるところがあればありがたかった。
職場に育休があればよいが、その際の手当ても充実してほしい。給与は一部でしたが、保険料、年金など給与から引かれるお金も多かったです。
子どもが小さいときには、給与も少なく、ローンもあり、生活は苦しいものでした。保育サービスなど、負担が少ないものを望みます。

「男女共同参画社会」についての周知がなされておらず、何なのか理解できていない町民が多いのではないかと思います。

子どもがいないため、養育費が不要なので、生活は苦しくありません。
生活が苦しい人への支援は大事だと思うが、所得に応じて給付するのではなく、すべての国民、町民に給付すべきだと思います。

高齢者の多い錦江町は今後、高齢者施設が現在より必要になってくると思います。
早い段階での施設増計画が必要ではないか。介護者がいる家庭への支援の充実を希望します。

公共の場において、子供の手本にならない行動・態度の大人の男性（特に高齢者）を毎年見かけますし、中年層男性には、男尊女卑意識が垣間見える方も見かけるので、その様に育てられたのであろうと背景にある高齢者親子さんを想像してしまいます。前者も後者も、高齢者の意識を変えて頂きたいです。次世代の子供達のことや未来を、誠実に考えて頂きたいと願います。錦江町が好きなので、今よりも更に暮らしやすいより良い錦江町になるよう願っています。

男女問わず、人には生まれ持った才能があります。生活に必要な金銭的余裕がありさえすれば、母親が子育てを楽しみながら生活できるような世の中であるならば、現在のような不登校、働けない若者なども解決するはずです。今の状況は、日本中が病んでいるとしか思えません。 また、外で働いて生きる人、家で家族を守ることに長けた人、人それぞれも十分理解できます。なかなか難しいことですが、幼少の時から、男子は女子を守る、また、反対も教育の中で学べるものなら、これから先の子供たちの将来は幸せな気がしてなりません。
子育てに関しては、子育て世代（男女ともに）の意見を重視して子育て環境の充実に取り組んでほしいです。子どもと遊べる公園が少ないと感じます。
人口が減少していく中、サービスの充実を望むことは人材不足である今、矛盾でしょうかありません。 町内には、いろいろな取り組みで素晴らしい事業等をされている方もいらっしゃいます。そういうものから錦江町をアピールし、町内に住んでいる方も自分の町に誇りを持てるといいなと思います。 学校や仕事の関係で町を離れても、帰ってきたいと思える町になることを希望します。
適材適所で人それぞれに適した仕事をすればよいと思います。
錦江町はかなり高齢化している為、家族にとって、負担も大きいと思います。 男女共同参画社会は、今までした事の無い家事を男性に急にしてもらうのは、なかなか難しいと思います。 家事の仕方を勉強する場を設けるなどの取組も必要かと思います。
本人の意思を尊重し、実力を発揮できる環境づくりが必要ですが、人や感情が関わる問題なので新たな問題に発展しないよう、無理なく進める必要があると感じます。
まだまだ、仕事、子育て介護などのステージにおいても、女性の負担が多いと感じます。 机上と、現実の生活の実態に差がある事をわかって頂くためには、どうしたらいいか意識調査のその後が大切なのではないでしょうか？

男性の方が女性に比べて就業率が高い中、殆どの会社が利益確保のため人員確保に余裕がない状態で男性の産休、育児休暇取得しての家事参加は難しいのではないのでしょうか。 家庭や地域、職場における男性と女性の役割については、生物学的特性や脳の構造による得意不得意が存在することは否めないと考えます。しかし、現代社会では男女問わず、介護や家事、育児、時間外労働、地域活動など多くの負担を抱え、時間に余裕がない人が大半です。特に、高齢化が進むこの町においては、昔ながらの価値観が根強く、若年層に多くの負担が集中しがちな世代間の価値観にも目を向ける必要があります。昭和時代とは人口構成や社会環境が大きく異なる現代において、これらの負担のあり方や分担について再検討することが重要だと感じます。
人には色々な考え方があります。それぞれの考え方に理解を示し、それぞれが自分らしく、そして相手に対し（夫婦、他人にかかわらず…）思いやりのある社会であって欲しいと願っております。
社会全体で年齢層・環境での考え方の違いが見えます。関係を築き上げる事がとても大変な世の中になってしまっているのかなと思います。～であるべき！という考え方はいらないと思います。その中でも、これからは『理解し合う・個性を認め合う事』の優しさが必要だと思います。そのためには、先頭に立つ方達が動き出さないと後が続くのは難しいです。より良い社会になりますように。
社会全体の意識が変わり、仕組みが変わらなければ進まないと思います。そのためには大きな力が必要であり、政治力が必要と考えます。まずは、役場から率先して取り組んでほしいです。

資料編

1 錦江町男女共同参画懇話会設置要綱

平成 26 年錦江町告示第 3 号

(設置)

第 1 条 錦江町における男女共同参画社会の実現に向けて、広く意見を求め、基本計画の策定及び男女共同参画社会形成に係る施策を総合的に推進するため、錦江町男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会は、男女共同参画社会づくりに関する諸問題について研究・協議し、必要に応じて町長に報告を行うものとする。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内の団体及び関係機関の代表者
- (2) 町内企業及び事業所の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を各 1 名置き、委員の互選とする。

2 会長は懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は必要に応じて専門家に意見を聴くことができるものとする。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は総務課において行う。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

2 錦江町男女共同参画推進会議設置要綱

平成 26 年錦江町告示第 2 号

(設置)

第 1 条 男女が社会の対等な構成員として、その能力と個性を十分に発揮することができ、かつ、共に責任を負うべき男女共同参画社会の実現を図るため錦江町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は次に掲げる事項について調査、研究及び審議を行う。

- (1) 男女共同参画社会実現に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に係る施策の関係課等間の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会実現の形成促進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 副会長は副町長をもって充てる。
- 4 委員は別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第 4 条 会長は会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進会議は会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長が必要を認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 6 条 会長は男女共同参画社会実現のための施策について調査、研究その他専門的な作業を行うため錦江町男女共同参画幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は別表第 2 に掲げる推進会議の各委員が推薦する所属職員をもって組織する。
- 3 幹事会には幹事会長を置き、推進会議委員が推薦する所属職員がこれに当たる。
- 4 幹事会会長は会務を総理し幹事会を代表する。
- 5 幹事会会長に事故あるとき、又は幹事会会長が欠けたときは、あらかじめ幹事会会長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 幹事会は調査、研究その他専門的な作業の経過及び結果を推進会議に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は総務課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成26年7月30日告示第40号）

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第15号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第17号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第19号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務課長
未来づくり課長
政策企画課長
住民税務課長
介護福祉課長
健康保険課長
産業振興課長
建設課長
農業委員会事務局長
会計課長
議会事務局長
教育課長
住民生活課長
観光交流課長
産業建設課長

別表第2（第6条関係）

総務課
未来づくり課
政策企画課
住民税務課
介護福祉課
健康保険課
産業振興課
教育課
住民生活課

3 錦江町男女共同参画懇話会委員名簿

役 職 等	委 員 氏 名
錦江町自治会長連絡協議会会長	濱 崎 明 雄
錦江町女性団体連絡協議会会長	宮 下 和 代
錦江町商工会女性部部长	厚 ケ 瀬 み す
錦江町商工会青年部部长	鶴 園 貞 徳
若手女性農業者クラブ花蓮会副会長	土 岩 美 子
大根占小学校校長	末 松 雅 之
錦江町男女共同参画地域推進員	落 司 道 子
錦江町男女共同参画地域推進員	久 本 晃
有限会社ガトウリア代表取締役社長	藤 井 志 帆

第2次錦江町男女共同参画基本計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 錦江町総務課

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地

電話番号 0994-22-0511

<https://www.town.kinko.lg.jp/>
